

川崎市公告第677号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和8年2月27日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
中丸子神明公園	中原区中丸子492番1	別 図	950	修景施設ほか
登戸つくりと公園	多摩区登戸2205番1	別 図	2264	修景施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。